

第5期川崎市子どもの権利委員会からの
「子どもの成長に応じた育ちの支援について（答申）」
の提言に対する措置

平成29（2017）年10月

川 崎 市

平成26(2014)年3月に川崎市が行った「子どもの成長に応じた育ちの支援について(諮問)」に対し、第5期川崎市子どもの権利委員会から平成28(2016)年3月に「子どもの成長に応じた育ちの支援について(答申)」がありました。

本書は、その提言に対して川崎市及び川崎市教育委員会が講じた措置又は講じようとしている措置について、「川崎市子どもの権利に関する条例」第40条に基づき、公表するものです。

【参考】川崎市子どもの権利に関する条例(抜粋)

第7章 子どもの権利の保障状況の検証 (権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)を置く。

2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

目 次

提言に対する措置 I 生まれる子どもと親支援について・・・・・・・・・・1

所管：(1) (2) (3) こども未来局 こども保健福祉課、
(4) こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室

提言に対する措置 II 就学期の子どもの支援について・・・・・・・・・・3

所管：(1) 教育委員会事務局 指導課、総合教育センター教育相談センター
(2) 教育委員会事務局 総合教育センター教育相談センター
(3) 教育委員会事務局 指導課
(4) こども未来局 運営管理課、教育委員会事務局 総合教育センター特別支援教育センター 教育相談センター

提言に対する措置 III 思春期の子どもの支援について・・・・・・・・・・6

所管：(1) 健康福祉局 精神保健福祉センター、教育委員会事務局 健康教育課、
総合教育センター教育相談センター
(2) 教育委員会事務局 総合教育センターカリキュラムセンター
(3) 教育委員会事務局 総合教育センターカリキュラムセンター
(4) 教育委員会事務局 人権・共生教育担当

提言に対する措置 IV 青年期の子どもの支援について・・・・・・・・・・9

所管：(1) こども未来局 青少年支援室
(2) 健康福祉局 生活保護・自立支援室、経済労働局 労働雇用部
(3) 教育委員会事務局 総合教育センターカリキュラムセンター、
生涯学習推進課

[参考資料] 第5期川崎市子どもの権利委員会への諮問(写)・・・・・・・・12

本書中の「条例」または「子どもの権利条例」という記述は、特に断りなければ、「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。

提言に対する措置 I 生まれる子どもと親支援について

【提言】

- (1) 望まない妊娠、若年妊娠の相談を含む「妊娠・出産SOS」相談を周知し、充実させるとともに、母子保健と学校が連携して、性と生（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての正しい情報に基づく、性と命のための教育機会をつくること。
- (2) 育児情報が氾濫しているなかで、親が一人で思い悩むことがないよう、そして、育児に自信を持ち、あるいは自信を回復できるように、市は育児に関する情報を積極的に市民に届く形で発信するとともに、課題に応じた親からの相談とそれに対する支援の充実を図ること。
- (3) 川崎市版「ネウボラ¹」の実現を図るとともに、妊娠・出産・子育ての相談が、切れ目なく支援につながるよう「伴走型」の支援をはかること。またそのために、地域等との連携を図りながら、保健師をはじめとして必要な人員を確保すること。
- (4) 課題を抱え、支援を必要としている家庭への気づきを、要保護児童対策地域協議会を中心とした子ども虐待防止のネットワークに確実に乗せられるよう、要保護児童対策地域協議会の仕組みを検証するとともに、整備すること。

提言 I - (1)

望まない妊娠、若年妊娠の相談を含む「妊娠・出産SOS」相談を周知し、充実させるとともに、母子保健と学校が連携して、性と生（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての正しい情報に基づく、性と命のための教育機会をつくること。

●講じている措置

妊娠期から出産期にかかる切れ目のない支援を行うため妊娠・出産包括支援事業として川崎市助産師会に委託し、「妊娠・出産SOS電話相談」を含む相談支援事業の充実を図りました。また、学校等で思春期の児童を対象として集団での健康教育を実施しました。

(所管：こども未来局 こども保健福祉課)

¹ ネウボラ：フィンランド語で「助言の場」を意味する子育て支援制度。妊娠、出産から子育てまで切れ目なく継続的に支援を行う。

提言 I - (2)

育児情報が氾濫しているなかで、親が一人で思い悩むことがないように、そして、育児に自信を持ち、あるいは自信を回復できるように、市は育児に関する情報を積極的に市民に届く形で発信するとともに、課題に応じた親からの相談とそれに対する支援の充実を図ること。

●講じている措置

育児に関する情報については、市ホームページやスマホ用子育てアプリの掲載内容の充実に引き続き取り組むとともに、支援が必要な親に対しては地域みまもり支援センターが中心となり、子どもの発達や親の支援、仲間づくりなどの、各種相談支援事業を実施しました。

(所管：こども未来局 こども保健福祉課)

提言 I - (3)

川崎市版「ネウボラ」の実現を図るとともに、妊娠・出産・子育ての相談が、切れ目なく支援につながるよう「伴走型」の支援をはかること。またそのために、地域等との連携を図りながら、保健師をはじめとして必要な人員を確保すること。

●講じている措置

妊娠期から出産期にかかる切れ目のない支援を行うため妊娠・出産包括支援事業として川崎市助産師会に委託し、「産後ケア」事業として助産師による宿泊又は訪問による支援を実施しました。また、地域みまもり支援センターにおいては母子保健コーディネーターの配置や各地区担当の保健師、その他専門職の配置により、地域との連携や相談・支援の充実を図りました。

(所管：こども未来局 こども保健福祉課)

提言 I - (4)

課題を抱え、支援を必要としている家庭への気づきを、要保護児童対策地域協議会を中心とした子ども虐待防止のネットワークに確実に乗せられるよう、要保護児童対策地域協議会の仕組みを検証するとともに、整備すること。

●講じている措置

実務者会議の連携調整部会における、ケース支援の進行管理、情報共有、支援方針の確認などが機能的に実施できるようにしていくため、特に家庭環境や生活状況等が変化したケースの情報共有が充実できるよう運用方法を変更し、支援の方向性を共有して円滑な支援が実施できました。

●これから講じようとしている措置

引き続き要保護児童対策地域協議会の運営を推進する中で、連携調整部会の運用方法について検証を行うとともに、個別支援会議における地域の関係機関との情報共有等の充実化などについても検証を行ってまいります。

(所管：こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室)

提言に対する措置 II 就学期の子どもの支援について

【提言】

- (1) いじめ防止対策において、専門・調査委員会を十分活用すること。また、教員がいじめに気づき、子どもの声に真摯に耳を傾けることができるように実践的かつ継続的な研修を行うこと。
- (2) 不登校の要因となる子どもの状態や子どもからのサインを分析・検証すること。また、学校に行くことができない子どもに多様な学習の機会を保障するために、フリースクール等の活用・連携をすすめること。
- (3) 児童支援コーディネーター²の活動状況を丁寧に検証し、より多くの小学校及び中学校への配置の拡充と、専任化による臨時教員によらない補充をすすめること。
- (4) 幼稚園・保育園と小学校との組織的連携をいっそう進め、課題のある子どもに対する切れ目のない支援を充実させること。また、教育相談室の人的・物的設備を拡充し、より早期に相談しやすい環境整備を目指すこと。

提言II-(1)

いじめ防止対策において、専門・調査委員会を十分活用すること。また、教員がいじめに気づき、子どもの声に真摯に耳を傾けることができるように実践的かつ継続的な研修を行うこと。

(いじめ防止対策について)

●講じている措置

いじめ防止対策推進法第14条第3項のいじめ専門・調査委員会を年2回(6月、2月)開催し、専門的見地から意見をいただき、具体的ないじめ事案への学校や教育委員会の対応の在り方についての調査審議を行いました。また、いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態への対応におきましては、専門・調査委員会が第三者組織の客観的な視点に基づく調査審議を計7回実施し、いじめ問題の解決を図るとともに、被害、加害側への調査報告及び調査報告書に基づく答申を行いました。さらに、市内における重大事態の発生を受け、校長研修・教頭研修において重大事態の再発防止に向けた実践的な研修を行いました。

●これから講じようとしている措置

専門・調査委員会による重大事態調査報告書において示された提言を受け、すべての学校においていじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に向けた取組を徹底するよう指導・助言を行うとともに、各種教員研修の場を利用し、児童生徒の痛みや苦しみを心から理解するとともに、あらゆる教育活動を通じて、児童生徒に他を思いやる心を育み、「いじめは絶対に許されない」という指導の大切さを徹底してまいります。

(所管：教育委員会事務局 指導課)

² 児童支援コーディネーター：従来の特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、児童指導や教育相談の機能を合わせ持った児童支援活動の中核となる教員で学校長から指名された者。校内の全ての児童を対象とし、多様な教育的ニーズへの迅速で適切な対応を可能とする支援体制の構築を推進する。

(研修について)

●講じている措置

夏季特設研修において「いじめをうまない学級・学校づくり」を開設し、いじめの実態、発生の背景等の理論と、具体的な対応法、予防法について研修を行うとともに、リクエスト研修では、いじめの未然防止や支援方法について学校を訪問し研修を行いました。また、人権尊重教育推進担当者研修や初任者研修においてもいじめに関する内容を取り上げ、研修を実施しました。

いじめの未然防止・早期解消・再発防止に向けた教職員のスキルアップのために、共感的理解に基づく児童生徒指導の研修を実施しました。

●これから講じようとしている措置

年次研修や児童支援コーディネーター研修にいじめに関する研修を位置づけ、継続的に実施してまいります。

(所管：教育委員会事務局 総合教育センター教育相談センター)

提言Ⅱ－(2)

不登校の要因となる子どもの状態や子どもからのサインを分析・検証すること。また、学校に行くことができない子どもに多様な学習の機会を保障するために、フリースクール等の活用・連携をすすめること。

●講じている措置

平成 26・27 年度の指導主事研究において行った不登校の要因を探る研究をもとに、平成 28 年度は不登校児童生徒の一人ひとりに応じた支援の在り方について研究を行いました。また、不登校児童生徒の居場所として適応指導教室を運営するとともに、フリースクール等と連携し、会議や相談会を実施しました。

(所管：教育委員会事務局 総合教育センター教育相談センター)

提言Ⅱ－(3)

児童支援コーディネーターの活動状況を丁寧に検証し、より多くの小学校及び中学校への配置の拡充と、専任化による臨時教員によらない補充をすすめること。

●講じている措置

児童支援コーディネーターの専任化については、平成 28 年度は 79 校（約 7 割）の小学校において専任化を進め活動状況等に関するアンケート調査を実施する等、効果の検証を丁寧に行いました。

●これから講じようとしている措置

平成 29 年度は、小学校 113 校（全校）で児童支援コーディネーターの専任化を図り、支援を必要とする児童の多様な教育的ニーズに対応する校内支援体制の構築に努めてまいります。

(所管：教育委員会事務局 指導課)

提言Ⅱ－(4)

幼稚園・保育園と小学校との組織的連携をいっそう進め、課題のある子どもに対する切れ目のない支援を充実させること。また、教育相談室の人的・物的設備を拡充し、より早期に相談しやすい環境整備を目指すこと。

(幼保小連携について)

●講じている措置

各区で幼保小連携会議を実施し、情報交換を行い切れ目のない支援の充実に向け取り組みました。幼稚園・保育園から小学校への連続性について（計3回、102人参加）、子どもの権利条例について（計4回、228人参加）、職員の資質向上に向けて研修を実施しました。

●これから講じようとしている措置

「子どもの学びと育ちをつなぐために～保育園、幼稚園、小学校それぞれの取組から考える～」
「保育の中の人権」等の内容で研修を実施し、職員の資質向上を図ります。

（所管：こども未来局 運営管理課）

(教育相談について)

●講じている措置

溝口相談室と塚越相談室の設備等について、定期的に点検を行い、必要に応じて補充、修理を行っています。

●これから講じようとしている措置

近年、就学を含めた相談件数は増加しており、より早期に相談しやすい環境整備に努めてまいります。

（所管：教育委員会事務局 総合教育センター特別支援教育センター 教育相談センター）

提言に対する措置 Ⅲ 思春期の子どもの支援について

【提言】

- (1) 思春期の相談について、相談窓口の利便性を向上させるとともに、養護教諭やスクールカウンセラーの活用をすすめること。
- (2) 子どもの権利保障と子どもの「思春期」特有の課題や対応が極めて密接であることを踏まえて、教職員研修等を実施すること。
- (3) 性教育は、自らの心や身体の成長・発達について知識を深めるとともに、他者を尊重することの大切さや自分の生き方を学ぶ機会とすることに留意して実施すること。
- (4) 学校において、LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー)などの性的マイノリティに対する理解を促進するための教育機会をつくること。

提言Ⅲ－(1)

思春期の相談について、相談窓口の利便性を向上させるとともに、養護教諭やスクールカウンセラーの活用をすすめること。

(相談窓口について)

●講じている措置

思春期の子どもを持つ家族向けセミナーを開催し(4講座で1セットを計2セット)、その案内を各小・中・高等学校、各区役所等へ配布することに伴い、相談窓口の周知の強化を図りました。平成28年度は4月に市政だよりへの掲載、1,000部のチラシの配布を行いました。

児童精神科医による事例検討会(年6回開催)を通じて関係機関との連携を強化し、関係機関からの経路による相談の増強を図りました。

(所管：健康福祉局 精神保健福祉センター)

(養護教諭について)

●講じている措置

「心の健康相談支援事業」において、児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学的な面を含めて学校への専門家等の援助などを通じて、養護教諭等が行う健康相談に対する支援体制の充実を図りました。

「スクールヘルスリーダー派遣事業」において、経験の浅い養護教諭が配置されている学校へ経験豊かな退職養護教諭を定期的に派遣し、校内での研修や個別の対応が求められる子どもへの対応等について指導・助言を行い、現代的健康課題に適切に対応できるよう養護教諭の育成及び支援体制の充実を図りました。

(所管：教育委員会事務局 健康教育課)

(スクールカウンセラーについて)

●講じている措置

市立中学校には全 52 校にスクールカウンセラーを配置しています。市立小学校、特別支援学校には、学校からの要請に応じて、市立高等学校には、年間計画的に学校巡回カウンセラーを派遣しました。

(所管：教育委員会事務局 総合教育センター教育相談センター)

提言Ⅲ－(2)

子どもの権利保障と子どもの「思春期」特有の課題や対応が極めて密接であることを踏まえて、教職員研修等を実施すること。

●講じている措置

教職員の研修につきましては、「子どもの権利」に関連して、「思春期」の子ども理解と具体的な対応策等を学ぶ参加体験型の研修を行いました。

子どもたち一人ひとりが主体的に「子どもの権利」を学べるように「子どもの権利学習資料」を作成し、小学 1 年生、5 年生、中学 1 年生を対象に計 44,000 部を配布し、各学校において学習資料を活用した授業を行いました。

●これから講じようとしている措置

子どもの学びと育ちをつなぐ研修を引き続き実施するとともに、「子どもの権利学習資料」については、子どもの権利学習資料検討委員会において内容の検討を行い、提言を基に、児童・生徒が活用しやすい内容に見直してまいります。

(所管：教育委員会事務局 総合教育センターカリキュラムセンター)

提言Ⅲ－(3)

性教育は、自らの心や身体の成長・発達について知識を深めるとともに、他者を尊重することの大切さや自分の生き方を学ぶ機会とすることに留意して実施すること。

●講じている措置

学校教育では、体育科・保健体育科や関連する教科等で、心身の発達、発達と健康、性感染症の予防などに関する知識を確実に身に付けるとともに、特別活動等で生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築すること等を重視して性に関する指導を行いました。指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえ、学習指導要領に基づき実施し、保護者や地域の理解を得ることに配慮して行いました。また、「性に関する指導の参考資料」(平成 27 年 3 月発行)を各学校に配布し、教職員の共通理解を図りました。

●これから講じようとしている措置

性に関する指導については、児童生徒の発達段階を踏まえ、心身の調和的な発達を重視して学校全体で共通理解を図りながら計画的、組織的に実践できる様に、関連する各研究会や拡大要請訪問などで学校を支援するとともに、「性に関する指導の参考資料」を活用し、各学校での指導の充実を図ってまいります。

(所管：教育委員会事務局 総合教育センターカリキュラムセンター)

提言Ⅲ－(4)

学校において、LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー)などの性的マイノリティに対する理解を促進するための教育機会をつくること。

●講じている措置

総合教育センター主催の「ライフステージに応じた研修」(初任者研修・2校目異動者研修・10年経験者研修)や「人権尊重教育推進担当者研修」・「管理職研修」を通して、LGBTに関わる人権課題や学校現場での対応等について周知を図ることにより、教職員のLGBTに対する理解の向上に努めました。

●これから講じようとしている措置

引き続き各種研修等を通じて、LGBT等の性的マイノリティに対する適切な理解の促進及び個に応じた支援体制の構築に努めてまいります。

(所管：教育委員会事務局 人権・共生教育担当)

提言に対する措置 IV 青年期の子どもの支援について

【提言】

- (1) 部局を横断し各機関、団体と効果的に連携して、青年期の子どもの多様な意見を生かすための社会参加活動を支援する施策をすすめること。
- (2) 青年期の子どもの居場所の確保と自立に向けて、学習支援事業、就労支援事業の拡充に取り組むこと。
- (3) 18歳選挙権時代到来を踏まえ、高校卒業時点において「おとな」としての自覚が持てる教育を、学校を中心としつつ、行政や家庭、地域で取り組むこと。

提言IV－(1)

部局を横断し各機関、団体と効果的に連携して、青年期の子どもの多様な意見を生かすための社会参加活動を支援する施策をすすめること。

●講じている措置

各中学校区に設置している児童館（こども文化センター等）と全市立小学校で実施しているわくわくプラザ事業において、多様な子どもの意見をいただきながら、安全・安心な居場所の提供と様々な体験・活動の機会を提供しました。

成人の日を祝うつどいと青少年フェスティバルを実施し、両イベントともに、青少年団体等の指導者から指導や助言を聞きながら、青少年自身が企画立案及び当日の運営を行うことにより、青少年の社会参加を促進しました。

●これから講じようとしている措置

多世代の交流及び地域交流の促進を目的として、公的機関と地域との効果的な連携のあり方、地域の中での住民相互の交流のあり方について検討を進めてまいります。

(所管：こども未来局 青少年支援室)

提言IV－(2)

青年期の子どもの居場所の確保と自立に向けて、学習支援事業、就労支援事業の拡充に取り組むこと。

(学習支援について)

●講じている措置

生活保護受給世帯の中学生を対象に、「貧困の連鎖」の防止に向けて、高校等への進学を支援するため、週2回・1回2時間の学習支援を、市内9カ所で実施しました。

●これから講じようとしている措置

「貧困の連鎖」の防止に向けて、高校等への進学を支援するための、生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援事業について、現在9か所で実施しているが、市内11か所での実施に拡充します。

(所管：健康福祉局 生活保護・自立支援室)

(就労支援について)

●講じている措置

働くことに不安を抱える若年無業者等を対象に、個別相談、心理カウンセリング、職場体験を行い、また、市内高校等を訪問し、支援機関としての「コネクションズかわさき」の周知の他、職業的自立に関するセミナーを実施するなど学校連携事業を積極的に実施しました。

福祉部門等の関係機関と定期的に会議を実施し、情報共有や意見交換等を行い、効果的で円滑な連携に取り組みました。

●これから講じようとしている措置

関係支援機関や定時制・全日制の高校との連携強化に加え、職場体験や職業人講話など地域企業との連携の充実を図ってまいります。

(所管：経済労働局 労働雇用部)

提言Ⅳ－(3)

18歳選挙権時代到来を踏まえ、高校卒業時点において「おとな」としての自覚が持てる教育を、学校を中心としつつ、行政や家庭、地域で取り組むこと。

(学校教育の取組について)

●講じている措置

本市の主権者教育は、主体的な社会参画の姿勢の育成を目標として、本市作成の主権者教育の手引き（平成28年3月発行）を活用しながら、小・中・高を見通し、各学校の実態に応じた取組を行っています。また、身近な問題や地域、社会の課題等を取り上げ、多面的・多角的に考察し、相手の立場を尊重しながら自らの考えを深める学習等に取り組んでいます。

平成28年度は、主権者教育研究会議（小学校教諭2名、中学校教諭2名、担当指導主事で構成）において、地域への関心と地域の一員としての自覚を育てる具体的な手立て等についての研究を行い、平成29年2月15日の総合教育センター研究報告会にて全市の教職員に向けて報告いたしました。また、市立学校の主権者教育担当者を対象とした研修を5月に、「主権者教育」の研修講座を8月に実施しました。

選挙管理委員会と連携し、市立高等学校全日制課程5校、特別支援学校2校、小学校2校で選挙出前講座を実施しました。

●これから講じようとしている措置

小学校段階からそれぞれの発達段階に応じて主権者教育の視点を盛り込んだ学習を積み重ねることが必要であり、今後も引き続き研究や研修の充実を図ってまいります。

高等学校においては、特に選挙運動等にかかわる留意事項の指導も重要であるため、今後も教員の研修などを通じて周知してまいります。

(所管：教育委員会事務局 総合教育センターカリキュラムセンター)

(社会教育の取組について)

●講じている措置

教育文化会館、各市民館において人権に関する課題を学ぶ講座を開催しました。また、大学等高等教育機関連絡会議において、主権者教育について各学校で取り組むように周知しました。

(所管：教育委員会事務局 生涯学習推進課)



25川市人第689号

平成26年3月17日

川崎市子どもの権利委員会委員長 様

川崎市 市長 福田 紀彦



第5期川崎市子どもの権利委員会への諮問について

川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第38条第2項の規定により、次の事項について諮問いたします。

諮問事項：子どもの成長に応じた育ちの支援について

諮問の理由：

子どもの権利条例における子どもの定義は0歳から18歳未満としております。これまでの子どもの権利施策では、子どもに対する権利保障として、主に小学生、中学生、高校生の児童生徒に対して学校を通した取組に重点がおかれてきました。

児童相談所における子どもの虐待相談・通告件数のうち、乳幼児へのものが47.8%と半数近くを占めており、大きな社会問題となっています。また高校生世代では、社会への自立を目前に社会を構成する一員として自信が持てないで挫折しニートや引きこもりにつながってしまう子どもが増加している現状があります。

これらの状況を踏まえ、主に乳幼児期及び高校生世代の成長に応じた支援のあり方、そこで果たす条例の具体的な役割について様々な見地から検証する必要があります。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第5期川崎市子どもの権利委員会からの
子どもの成長に応じた育ちの支援について（答申）の提言に対する措置

平成29（2017）年10月

川崎市こども未来局青少年支援室(子どもの権利担当)
〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2344 FAX 044-200-3931